

I 調査の概要

1 調査の目的

国家公務員の定年退職後における就業の状況（暫定再任用、民間企業等への再就職など）及び収入・支出等の生活状況を把握することにより、今後の高齢期雇用等の在り方や職員の生涯設計に関する施策等を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象人員

一般職国家公務員で、令和4年度末に60歳で定年退職した者及び令和4年度に60歳に達し令和5年7月31日までの間に勤務延長した後に退職（以下単に「定年退職」という。）した者のうち、調査実施時点で所在が確認できた7,144人を対象とした。

3 調査事項

(1) 基本的事項

定年退職時の適用俸給表、現在の居住地

(2) 定年退職後の就労希望状況に関する事項

- ① 就労希望の有無
- ② 働きたいと思った理由
- ③ 何歳まで働きたいと思ったか
- ④ 働きたいと思った勤務形態

(3) 現在の就労状況に関する事項

- ① 就労状況
- ② 就労していない場合の理由
- ③ 短時間勤務となった事情、1週間当たりの勤務時間
- ④ 就労している場合の就労先
- ⑤ 暫定再任用後の適用俸給表
- ⑥ 暫定再任用を希望した理由
- ⑦ 暫定再任用に伴う転居の状況、転居した理由
- ⑧ 暫定再任用についての評価
- ⑨ 暫定再任用という働き方の課題や問題点
- ⑩ 暫定再任用を希望しなかった理由
- ⑪ 現在の職種
- ⑫ 仕事を探すために用いた方法
- ⑬ 現在の仕事に結びついた方法

(4) 家族、家計に関する事項

- ① 世帯の人数、世帯の構成
- ② 世帯の1か月当たりの平均的な収入
- ③ 世帯の1か月当たりの平均的な支出、住居の種類
- ④ 世帯の家計の状況、家計がマイナスとなる場合の対処方法
- ⑤ 退職手当の使用予定

(5) その他

- ① 定年退職後の生活や生涯設計について実際に考えるようになった時期、考え始めるべきだったと思う時期、考えるに当たって利用したもの
- ② 今後の生活で気にかかることや、不安に思うこと
- ③ 定年退職前にもっと知っておけば良かったと思うこと

4 調査の方法

重複回答を排除するため対象者ごとに ID を付与し、郵送により案内とともに ID を配布した。回答を電子メール又は郵送により返送してもらう通信調査（無記名式）の方法により実施した。

5 調査の実施

令和 5 年 9 月から 10 月にかけて実施し、有効回答者数は 5,233 人であり、有効回答率は 73.3%であった。

6 結果の集計

人事院事務総局給与局生涯設計課において行った。

7 用語の解説

「給与法適用職員」

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける職員をいう。

「行政執行法人職員」

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の職員（役員を除く。）をいう。

「フルタイム勤務」

定年前の常勤の職員や従業員と 1 週間当たりの勤務時間（38 時間 45 分）が同じ勤務をいう。

「短時間勤務」

定年前の常勤の職員や従業員と比べて 1 週間当たりの勤務時間が短い勤務をいう。

「暫定再任用」

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 61 号）附則第 4 条第 1 項又は第 5 条の規定により、定年退職者等を改めて採用することをいう。

「定年退職時」

定年退職時又は勤務延長後退職時のことをいう。

「定年退職後」

定年退職後又は勤務延長後のことをいう。

「政府関係機関等」

独立行政法人（行政執行法人を除く。）、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人、認可法人をいう。

「地方公共団体等」

地方公共団体、地方独立行政法人をいう。

「民間企業」

営利を目的とする民間の組織をいう。

「NPO 法人等」

営利を目的としない民間の組織をいう。

「世帯」

住居と生計を共にする者の集まりをいい、単身赴任のため家族と別居している又は家族が就学等のため別居しているものの生活費等を常を送金している場合、その家族を含む。

「前回調査」

令和元年度に 60 歳で定年退職した一般職国家公務員を対象として、令和 2 年に実施した「退職公務員生活状況調査」をいう。

8 利用上の注意

- ① 基本的事項及び定年退職後の就労希望状況に関する事項については、定年退職時（令

和5年3月31日)又は勤務延長後退職時の状況、その他の質問については、令和5年9月1日現在の状況の回答である。

- ② 各項目の「割合(%)」は、小数点第2位を四捨五入したものである。四捨五入の際の端数処理の関係から、複数項目の合計の割合が項目ごとの割合を合算したものと一致しない場合や、全ての項目の割合の合計が100.0%にならない場合がある。
- ③ 前回調査と同じ設問であっても、設問の構成や選択肢の文言が異なるなど必ずしも同一ではないことがある。
- ④ 集計表中の「X」は、1人又は2人の集計対象者に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の集計対象者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3人以上の集計対象者に関する数値であっても、1人又は2人の集計対象者の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。